

万博開催の機運醸成 子どもたちの絵画展を提案 総合的な結婚支援へ 庁内PTを設置 2月定例会 公明党代表質問より

2月24日から3月24日まで開かれた平成29年2月定例会で、公明党大阪府議会議員団は府政の諸課題に対し、府民の立場で議論を展開しました。3月3日には八重樫善幸議員(幹事長、豊中市選出)が代表質問に立ち、府が誘致を目指す2025年の国際博覧会(万博)などについて質疑をしました。主な内容は以下の通りです。



▲代表質問する八重樫議員

子どもたちに夢や希望を 2025年万博に向け

万博開催を目指す2025年は今の子どもたちが主役を担う時代になると指摘、地元大阪の機運醸成を図る観点から、子どもたちの絵画を募集・展示する「私の考える万博絵画展」開催を提案しました。

府は「子どもたちに万博にかける夢や希望を持ってもらう機会になる」とし、実施を検討すると明言しました。

結婚支援 少子化対策の重要課題に位置付け

総合的な結婚支援を少子化対策の重要課題と位置付け、全庁組織を挙げて取り組むべきだと主張しました。これに対し、知事は関係部局が連携した庁内プロジェクトチーム(PT)を設置することを明らかにしました。



精神障がい者、難病患者に対象拡大 福祉医療費助成制度

重度の精神障がい者、難病患者は対象を拡充し、年齢に関係なく助成を受けられるようになりました。

一方で対象外となる65歳以上の重度以外の精神通院医療対象者、難病患者、結核患者には当初1年間だった経過措置を公明党府議団の質疑を通して3年間に延長することができました。

「言語としての手話」普及へ 府条例が4月施行

「言語としての手話」の認識の普及や、聴覚障がい者が乳幼児期から家族とともに手話を習得できる機会の確保などを盛り込んだ条例が4月から施行されました。手話を自ら使う体験ができるよう府内小中学校に手話講師を派遣することや、府職員向けに手話を学ぶ動画を作成します。



▲聴覚障がい者の方と手話で会話する公明府議

「認可適当」経緯ただす 肥後議員 府議会で参考人質疑 再申請の制限求める

学校法人森友学園(大阪市)の小学校設置認可をめぐる問題で肥後洋一郎議員(政調会長・寝屋川市選出)が3月23日、府議会本会議で府の私立学校審議会会長を務める梶田毅一・奈良学園大学長に参考人質疑をしました。

肥後議員は「条件付き認可が適当」との答申が出された経緯につき「委員が納得した上での判断か」とたずねました。梶田会長は「条件を満たさなければ認可をストップさせられるということなので、誰一人反対はなかった」と明言しました。

また、肥後議員が認可申請に関し不正が疑われる場合、一定期間再申請そのものを制限するなど再発防止策を講じるべきと指摘したことに対し、梶田会長は再申請を受け付けないなどの規則変更を私学審議会に提案する考えを述べました。

法定協設置 継続審議に 大阪市の再編を巡り

大阪市を廃止し特別区に再編するための制度設計を議論する法定協議会の設置議案について、公明党府議団は3月24日の府議会本会議で継続審議を求め、賛成多数で継続となりました。

意見を表明する同日の討論で、今議会に提案されている法定協議会の規約案は「運営に混乱を極めた前回と基本的に同じもの」と指摘、「前回協議会の反省に立ち、混乱を繰り返さないように規約案を見直す必要がある」との考えを示しました。

公明党大阪府議会議員団ホームページはこちら。
▶ <http://www.komei-fu.com>



●2007年大阪府議会議員初当選以来3期連続当選●1956年6月鹿児島県生まれ60歳●海上保安学校卒業・国土交通省・海上保安庁に30年勤務●環境農林水産委員会委員長・都市住宅委員会委員長・府港湾審議会委員等歴任 現商工労働常任委員会委員

2月定例会 商工労働常任委員会での質問抜粋

市街化調整区域における開発許可の提案基準について

Q 工場等用地の創出について伺います。大阪府内には28年10月5日現在約93,900ヘクタールの市街化調整区域があり、今のところ、その土地活用は、駐車場、資材置き場、ソーラー(太陽光発電)、高齢者施設(サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームなど)、社会福祉施設(特養など)、医療施設、墓地・霊園開発などですが、大阪府が開発許可権限をもつ約45,800ヘクタールを対象に産業が停滞し、その振興を図る必要がある区域における工場及びその他産業施設の建築及び用途変更を目的とする開発行為及び建築行為(以下「開発行為等」という)の取扱いについて、提案基準を新設することが住宅まちづくり部で検討されており、2月24日の日刊工業新聞に、「市街化調整区域に工場」の見出しで、府内の工場用地不足のために企業が府外へ流出するのを防ぐことを目的として、大阪府が工場立地の提案基準を新たに策定するとの記事が出ておりました。

この提案基準とは、開発許可制度における、都市計画法第34条第14号の規定により開発審査会の議を経て、開発を許可する場合の審査基準であり、これが設けられることで、これまでは門前払いだった市街化調整区域での工場等の立地が、今後は許可の可能性が出てくることになるもので、工場等用地の不足を補うことになるものと期待しています。この制度は、住宅まちづくり部で運用されるものですが、商工労働部としてはどのように関わっているのか伺います。

A 立地・成長支援課長 工場用地を探している企業からは、直接又は間接に、毎年度60件程度の問合せをいただいています。しかし、このニーズに対して紹介できる用地がなく、大きな課題と考えています。そこで、工場用地創出の課題に対して、関係部局や市町村等とともに連携して取り組んできました。この制度は住宅まちづくり部において取り組まれた成果です。

この制度は、府が市街化調整区域の開発許可権限を持つ府内23市町村からの申出を受け、府が指定する地域において運用されるため、まずは市町村にその申出をしてもらう必要があります。

そのため、商工労働部としては、今年度当初から、市町村の産業部局に対して、この制度の検討状況を説明してきたところです。

来年度より制度の運用が開始される予定となったことから、住宅まちづくり部とともに、対象となる市町村の都市計画部局に対し、申出をしてもらうよう、1月の公表後、改めて働きかけを始めています。

開発許可の権限を持つ市町に対する働きかけ

Q 今回の制度は、例えば農地関係の規制がある区域などは対象外ですが、あくまで府が市街化調整区域の開発許可権限を持つ府内23市町村についてのみ適用されるものであり、自ら開発許可の権限を持つ市や町には適用されません。

堺市では平成27年から同様の提案基準を設けていますが、堺市以外の、開発許可権限を有する市や町に働きかけていくべきと考えます。商工労働部の見解を伺います。

A 立地・成長支援課長 議員お示しのとおり、このような制度を府内に広げていくべきと考えており、開発許可の権限を持つ市や町の産業部局に対しても、並行して、積極的な検討を依頼してきました。

なお、この制度の実際の適用にあたっては、土地の地形や道路等のインフラの整備状況、都市計画法以外の法令による土地利用規制等、様々な条件があることから、可能性のある地域は限定的ではありますが、工場用地としてのポテンシャルが高い地域を有する市町に対しては、特に、個別に働きかけているところです。

工場立地に繋げる取組について

Q このような制度を適用できる地域を増やすことは重要ですが、実際に工場の立地を実現するためには、工場等用地を求める企業だけでなく、市街化調整区域の土地を活用したい所有者にも、制度を知ってもらうことが必要であると思うが、それについてはどのように取組んでいくのか。伺います。

A 立地・成長支援課長 新聞に報道されたこともあり、既に数件、大

手建設会社等からこの制度に対するお問合せをいただいています。

制度を活用し、実際に工場の立地に繋げるためには、市街化調整区域の土地を活用したいという意向のある所有者への周知が重要です。

そこで、広く土地所有者の情報を持っている大手建設会社や開発事業者、金融機関等にも、この制度を積極的に周知し、それらを通じて、土地を活用したい所有者に情報発信をしていきます。

その他の取組について

Q 積極的に進めていってほしいと思います。

府内の工場等立地ニーズは旺盛と聞いておりますが、その取組以外にはどのような取組を行っているのか。伺います。

A 立地・成長支援課長 府内の工場用地不足の対策としては、やはり活用可能な用地を創出することが最も効果的であることから、少しでも可能性のあるエリアについて、引き続き、関係部局や市町村、地権者等の関係者に個別にアプローチを行なっているところです。

その中で、1月27日に開催された戦略本部会議では、彩都の東部地区において新たに産業用地を創出する方針が示されたところであり、また、府南部でも幹線道路の沿道等について、産業用地も含めたまちづくりの機運が高まってきた地域があります。

これらのエリアも含め、府内での産業用地創出については、今後、関係者ともさらに連携を図りながら、積極的に取組んでいきます。